

丹波市手話施策推進方針

丹波市丹（まごころ）の里手話言語条例（平成27年丹波市条例第45号。以下「手話言語条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、丹波市における手話施策を具体的に進めるため『丹波市手話施策推進方針』（以下「本方針」という。）を次のとおり定めます。

1 目的

本方針は、手話が言語であるという認識のもと、市民に手話への理解を広げ、手話を普及することで、手話を必要とするすべての市民が、あらゆる生活の場面で手話による情報取得や意思疎通ができることにより、自立した日常生活を営み、社会参加をし、安心して暮らすことができる地域社会を実現するための具体的な方策を講じることを目的に策定します。

2 推進目標

『手話しゅわでつながる丹まごころの里さと たんば』をめざして

本方針の目的の達成に向け、手話を必要とするすべての市民が、音声言語による情報を手話で取得し、そして、自らの情報や意思、気持ちを手話で伝えることのできる生活環境をつくっていくことが大切です。

丹波市では、市民一人ひとりが手話によって心がつながり、安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け、『手話でつながる丹の里たんば』を手話施策の推進目標に掲げ、必要な施策を進めます。

3 推進施策

(1) 手話の理解促進及び普及を図るための施策

手話を必要とする市民が、安心して暮らすことができる地域社会を実現するためには、市民の手話への理解が必要となります。

市では、市民が、手話について理解を深め、手話を広く普及させるための施策を実施します。

【実施施策】

- ① 手話言語条例や本方針について、広報誌や市のホームページ等により市民へ広く周知啓発します。
- ② 地域（公共機関、自治会、医療機関、金融機関、企業等事業所、障がい者・高齢者施設等）で手話への理解を促進するために各種啓発事業を実施します。
 - ・市民の手話への理解を促進するための『市民手話教室』

- ・市民が手話に触れるきっかけづくりとして、自治会、PTA等への『出張ミニ手話教室』
 - ・公共機関、民間事業者向け『手話研修』
- ③明日を担う子どもたちが音声言語と同じように手話をコミュニケーションの重要な手段として理解するよう手話を学ぶ機会を提供します。
- ・子どもたちが手話に親しむための『子ども手話教室』
 - ・教職員向け『手話研修』

(2) 手話による情報取得及び手話が使いやすい環境づくりのための施策

市及び公共機関や民間事業者等が発信する音声言語による情報について、ろう者にも情報の提供が保障される必要があります。

ろう者への情報提供を保障するため、手話による情報提供ができる環境づくりを進めていきます。

【実施施策】

- ①手話通訳者派遣事業を継続して実施し、意思疎通支援を行います。
- ②多くの市民が手話を学び、手話が使いやすい環境をつくるため次の講座を実施します。
 - ・手話奉仕員養成講座（入門・基礎課程）
- ③市の窓口などでの行政情報の提供について、手話による情報取得ができる環境を整えるため調査研究し、情報提供方法の改善を図ります。
- ④市議会における手話通訳を配置するよう支援に努めます。
- ⑤市主催のイベントに手話通訳を配置するよう努めます。
- ⑥災害時における情報の発信及び情報収集方法の向上について地域住民と協力して改善に取り組みます。
- ⑦公共機関及び民間事業者等から提供される音声言語による情報について、手話への理解及び配慮を求めています。
- ⑧手話通訳者の派遣を補完するため、電子機器等を活用した遠隔手話通訳の実施に向け調査研究をします。

(3) 手話通訳者の配置又は派遣等意思疎通支援のための施策

手話通訳者は、手話を必要とする市民が、手話による情報取得や意思疎通を行う上で、情報や意思を正確に伝えるという重要な役割を担っています。

市は、手話を必要とする市民が、生活のあらゆる場面で手話による意思疎通支援が受けられるよう、手話通訳者の役割を十分に認識し、手話通訳者の確保及び通訳技術向上を図る施策を実施します。

【実施施策】

- ①登録手話通訳者現任研修を実施し、手話通訳者の技術及び知識向上を図ります。
- ②手話通訳者養成講座（通訳Ⅰ、通訳Ⅱ）を実施し、登録手話通訳者の養成をします。
- ③手話通訳士試験対策講座を実施し、専門性を持った丹波市登録手話通訳者の増加を図ります。
- ④全国統一試験対策講座を実施し、丹波市登録手話通訳者の増加を図ります。

4 施策の評価・検証

- (1) 毎年度、本方針に基づく施策について、短期的に実施するものと中長期的に取り組んでいくものを明確にしなが、それぞれの施策の推進状況を調査し評価・検証します。
- (2) 各施策の評価・検証の結果、必要に応じて施策の見直しや新たな施策を実施します。

5 本方針の評価・検証及び推進に係る体制

本方針に示す施策の評価・検証及び推進は、丹波市手話施策推進協議会が行うものとし、その事務局は丹波市福祉部に置きます。